

## 論点に対する回答

| 下請法に基づく調査について  |   |
|--|---|
| 省 庁 名  | 公正取引委員会・中小企業庁   |
| 論 点  | <p>1. 調査期間の変更について</p> <p>① 現在6月～5月を対象として行われている調査について、4月～3月を対象として行うことになると、4月、5月に発生した下請法違反について、1年間見逃すことになるとの御説明があったが、1年間見逃すことになってしまう理由について、もう一度わかりやすく御説明いただきたい。</p> <p>② 現在の調査においても、6月、7月に発生した下請法違反については、1年間見逃すこととなっているのではないか。どの期間で区切ったとしても、同様の問題が発生するのではないか。</p> |
| <p><b>【回 答】</b></p> <p>① 調査実施年度の前年度（4月～3月）を調査対象期間とすると、当年度の4月及び5月について違反行為が行われていたとしても、調査票にはその内容が含まれないこととなる。これが社内調査及び調査票において明らかになるのは、早くても1年経過した翌年度の社内調査及び書面調査となる。また、調査票に含まれないことで、公正取引委員会又は中小企業庁が実地調査等を行うための端緒にも上がらなくなるため、実地調査等による発見及び事件の処理も同様に1年間遅くなるおそれがある。</p> <p>② 6月中旬に調査票を発送しており、月単位でできるだけ直近までの状況を把握するという観点から、その前月の5月を調査対象期間の終期としている。御指摘のとおり調査実施年度の6月及び7月の下請法違反を確認することはできないが、これらは調査票発送時点で月末を迎えておらず、調査対象期間とするのはすぐわないと考える。</p> |   |

| 下請法に基づく調査について   |  |
|---|--|
| 省 庁 名   | 公正取引委員会・中小企業庁  |
| 論 点   | <p>1. 調査期間の変更について（続き）</p> <p>③ 事業者からは、本調査は、本社で受け取った上ですべての部門・事業所へ照会する必要があると多大な事務手続きが掛かるところ、1か月で回答するのは大きな負担であるとの指摘もあるが、回答期間の延長等に行えないのか。</p> <p>※平成30年調査の場合、6月15日付で発出され、7月13日までに回答（公正取引委員会調査の場合）。調査対象期間は平成29年6月1日から平成30年5月31日（公正取引委員会、中小企業庁共通）。</p> <p>④ 上記のような事業者の意見などを踏まえると、4月から3月を対象とし、4月に調査票を発出し、6月までに回答するようなプロセスが相当と考えるが、いかがか。</p> |
| <p><b>【回 答】</b></p> <p>③ 御指摘も踏まえ、回答期間を長期間確保できるよう、業務プロセスを再検証してまいりたい。また、現状でも、当初の回答期限は約1か月としているものの、その後督促状を送付するなどした上で期限後の提出も受け付けているところ、調査票の作成に時間を要する場合には、個別の期限の調整にも柔軟に応じるようにしたい。</p> <p>④ 調査対象期間については、前記①・②の回答のとおり、できるだけ直近の状況を確認して違反行為の早期発見・是正を図る観点から設定している。</p> <p>調査票発出時期については、回答期間を長期間確保できるよう、できるだけ早期化できるよう努めてまいりたいが、政府予算の成立、入札手続、印刷業者における準備作業等の一連の日程との調整を要することは御理解いただきたい。</p> <p>なお、回答期限を6月とすることは、回答時期が株主総会の時期と重なる企業が多いと考えられることから、企業の事情にも配慮する必要があると考える。</p> |  |

| 下請法に基づく調査について   |   |
|---|---|
| 省 庁 名   | 公正取引委員会・中小企業庁   |
| 論 点   | <p>2. 下請法に基づく調査の法的根拠について</p> <p>⑤ 下請法第9条では「必要があると認めるとき」は「取引に関する報告をさせ」となっているが、現在行われている調査は親事業者に対し10万5000名という規模で毎年行われており、「必要があると認めるとき」に行っている調査と言えるのか。</p> <p>※ 別途、下請事業者に対しては50万名に対し、調査を実施。</p> <p>⑥ 下請法9条に基づく調査は法律ができた年から行っているとの御説明があったが、開始当初から現在までの調査対象者数の推移や、調査対象者数が増えてきた事情につき、御教示ください。</p> <p>⑦ 下請法第9条は、「必要があると認めるときは」調査ができる旨の規定であるが、これほどまでに大規模に、定期的に調査を予定している条文なのか。そのようなことを予定している条文であるのならば、国会の審議経過などによる論拠を示していただきたい。調査の体裁を取った事実上の行政指導を行っているようにも見えるところ、調査を受ける事業者の納得性を高める観点から、他法令のように、調査を実施する旨の規定を設けることは考えられないか。</p> |
| <p>【回 答】</p> <p>⑤ 従来から下請法第9条の「必要がある」と認めて調査している。</p> <p>⑥⑦ 昭和31年度の下請法施行から毎年度書面調査を実施している（推移については参考1）。下請法が制定された昭和31年の国会審議において「第9条の規定を積極的且つ機動的に運用する」ことが附帯決議で謳われたほか、過去の国会審議においても、書面調査を中心とする下請法の執行強化を求める意見が繰り返されてきたことなどを踏まえ、調査対象者数を増加させてきたものであり、また、このような意見に対しては、大規模かつ定期的な調査を行っている旨を政府側から答弁してきた（参考2, 参考3）。</p> <p>このように、現行規定は書面調査の根拠規定として問題ないと考えている。</p> |   |

| 下請法に基づく調査について   |  |
|---|--|
| 省 庁 名   | 公正取引委員会・中小企業庁  |
| 論 点   | <p>3. 調査票の簡素化、共通化について</p> <p>⑧ 前回の御説明では、公正取引委員会のほうが中小企業庁に比べマンパワーが少なく、その点が公取調査票と中企庁調査票の差に反映されているとのことであったが、この点に関し、具体的に御説明いただきたい。</p> <p>⑨ 公正取引委員会調査と中小企業調査で共通する調査項目については、企業の負担感の軽減の観点から設問内容、選択肢ともに共通化すべきではないか。</p> |
| <p><b>【回 答】</b></p> <p>⑧⑨ 前回の行政手続部会（3月19日）での御意見を受け、早速、今年度の書面調査では、簡素化を図りつつ、設問内容・選択肢ともに完全に共通化することとした。</p> <p>なお、公正取引委員会の地方事務所は、経済産業局と比較して、下請法の担当者が相対的に少ないという事情がある。調査票の相違をもたらした原因は多岐にわたると思われるが、前回の説明は、このような体制の相違も一因ではないかという趣旨で申し上げたもの。</p> |  |

| 下請法に基づく調査について  |  |
|--|--|
| 省 庁 名  | 公正取引委員会・中小企業庁  |
| 論 点  | <p>4. オンライン回答の導入について</p> <p>⑩ 平成31年度に実施される調査において、オンライン回答を実験的に行うとの御説明があったが、調査対象者数の規模感、本格導入に向けた工程はどうなっているのかなど、具体的に御教示ください。</p> |
| <p><b>【回 答】</b></p> <p>⑩ 中小企業庁では、本年度から全回答期間においてオンライン回答を可能とし、実施中である。また、公正取引委員会では、今年度の親事業者調査のうち、資本金が大きな企業を中心とした一定数の企業について、回答用紙及び下請事業者名簿を専用メールアドレス宛てのメールに添付した電子ファイルで受け付けることとしている<sup>(※)</sup>。これにより、企業側の電子回答のニーズ等について検証を行う予定である。</p> <p>なお、今後の工程については、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の成立も踏まえ、中小企業庁のオンライン回答システムを共同利用することも含め、いずれ本格的なオンライン回答を導入すべく検討しているところである。</p> <p>(※) 調査対象者のうち500社について、回答用紙及び下請事業者名簿を専用メールアドレス宛てのメールに添付した電子ファイルで受け付ける旨の案内紙を調査票に同封する方法で実施している。</p> |  |

(参考1) 書面調査発送件数の推移 (公正取引委員会)

| 区分<br>年度 | 定期調査発送件数           |                 | 特別調査発送件数           |                 |
|----------|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
|          | 対象親事業者数<br>(事業所・名) | 対象下請事業者数<br>(名) | 対象親事業者数<br>(事業所・名) | 対象下請事業者数<br>(名) |
| 31       | 304                |                 |                    |                 |
| 32       | 723                |                 |                    |                 |
| 33       | 769                |                 |                    |                 |
| 34       | 986                |                 |                    |                 |
| 35       | 1,214              |                 |                    |                 |
| 36       | 1,514              |                 |                    |                 |
| 37       | 1,803              |                 |                    |                 |
| 38       | 1,800              |                 |                    |                 |
| 39       | 2,004              |                 |                    |                 |
| 40       | 2,554              |                 |                    |                 |
| 41       | 2,631              |                 |                    |                 |
| 42       | 5,512              |                 |                    |                 |
| 43       | 6,030              |                 |                    |                 |
| 44       | 6,684              |                 |                    |                 |
| 45       | 7,214              |                 |                    |                 |
| 46       | 8,451              |                 |                    |                 |
| 47       | 8,751              |                 |                    |                 |
| 48       | 10,039             | 2,915           |                    |                 |
| 49       | 10,045             | 3,808           |                    |                 |
| 50       | 12,007             | 4,861           |                    |                 |
| 51       | 12,171             | 6,325           |                    |                 |
| 52       | 12,315             | 7,247           |                    |                 |
| 53       | 10,973             | 10,663          |                    |                 |
| 54       | 12,007             | 11,546          |                    |                 |
| 55       | 13,490             | 21,785          |                    |                 |
| 56       | 13,668             | 18,091          |                    |                 |
| 57       | 16,026             | 20,532          |                    |                 |
| 58       | 16,346             | 23,138          |                    |                 |
| 59       | 15,959             | 66,579          | 16,095             |                 |
| 60       | 9,574              | 48,031          |                    |                 |
| 61       | 9,559              | 52,105          |                    |                 |
| 62       | 10,121             | 59,535          |                    |                 |

|    |        |         |       |        |
|----|--------|---------|-------|--------|
| 63 | 13,854 | 70,968  |       |        |
| 元  | 13,537 | 73,320  |       |        |
| 2  | 12,889 | 72,030  |       |        |
| 3  | 12,680 | 71,603  |       |        |
| 4  | 14,234 | 74,334  |       | 10,027 |
| 5  | 13,781 | 75,864  |       | 10,786 |
| 6  | 13,235 | 72,784  |       | 10,559 |
| 7  | 13,261 | 75,202  |       |        |
| 8  | 13,857 | 70,453  |       |        |
| 9  | 13,648 | 71,860  | 1,000 | 5,000  |
| 10 | 13,869 | 70,182  | 1,736 |        |
| 11 | 14,453 | 70,554  |       |        |
| 12 | 15,964 | 75,859  |       |        |
| 13 | 16,417 | 93,483  | 1,673 | 1,003  |
| 14 | 17,385 | 99,481  |       |        |
| 15 | 18,295 | 108,395 |       |        |
| 16 | 30,932 | 170,517 |       |        |
| 17 | 30,991 | 170,878 |       |        |
| 18 | 29,502 | 162,521 |       |        |
| 19 | 30,268 | 168,108 |       |        |
| 20 | 34,181 | 160,230 |       |        |
| 21 | 36,342 | 201,005 |       |        |
| 22 | 38,046 | 210,166 |       |        |
| 23 | 38,503 | 212,659 |       |        |
| 24 | 38,781 | 214,042 |       |        |
| 25 | 38,974 | 214,044 |       |        |
| 26 | 38,982 | 213,690 |       |        |
| 27 | 39,101 | 214,000 |       |        |
| 28 | 39,150 | 214,500 |       |        |
| 29 | 60,000 | 300,000 |       |        |
| 30 | 60,000 | 300,000 |       |        |

(注) 親事業者調査は昭和 59 年度までは事業所ベース、昭和 60 年度以降は企業ベースの数字である。また、下請事業者調査は企業ベースの数字である。

## (参考2) 下請法第9条に関する国会審議等

昭和31年制定時の提案理由説明(衆院商工委 昭和31年3月20日)

○横田政府委員(公正取引委員会委員長) ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

(中略)

第四の点は、本法の施行に必要な限度において公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣の報告徴収及び立ち入り検査の権限を定め、下請取引の特殊性にかんがみ、政府が積極的にその監督を行い得ることとしたことでございます。

昭和31年制定時の附帯決議(衆院商工委 昭和31年4月25日)

一、政府は、親事業と下請事業との関係の現状に鑑み、本法第四条に規定する各項を遵守せしめるため、第六条、第七条及び第九条の規定を積極的且つ機動的に運用するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による不公正取引の取締りを十分に運用し、両々相俟って遺憾のなきを期すべきである。

公正取引委員会事務局編集『「下請代金支払遅延等防止法」解説』(昭和31年7月15日発行)

下請問題については、下請事業者の自発的申告等を期待することは極めて困難な事情にあるため、本法においては特に、第五条、第九条、第六条と三ヶ条にわたって規定を設け、政府機関が積極的な指導監督と監視を行いうるようにしているのである。

…第九条においては、政府機関の親事業者及び下請事業者に対する報告徴収及び立入検査に関する権限を規定し、…万全の措置を講じているのである。

(中略)

この権限は、公正取引委員会は「親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるため必要があると認めるときは」、中小企業庁長官は、「下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは」…というように、非常に広範にわたっているのである。

(中略)

このように、広範囲にわたる報告徴収及び立入検査の規定は、他の立法例においては、余りその例を見ない規定であって、本法の一つの大きな特色であるともいいうるのであるが、これも、要するに、下請問題の特殊性からくる一つの特色であるとともに、下請問題については、如何に政府機関の監視が重要視されているかを物語る一つの証左であるとも考えられるのである。



昭和37年改正に係る法案審議（衆院商工委 昭和37年4月13日）

- 加藤説明員（中小企業庁振興部長） それからもう一点は、やはり弱い立場にある下請業者のために役所が直接お手伝いをする必要がある。つまり役所の力によって親企業に対する立場の弱い中小企業の立場を少しでも強くしようじゃないか、そういうことで仕事を進めて参っておるわけですが、具体的に申しますと、この下請代金の支払い等の問題につきましては、私どもの方では主として下請事業者から四半期ごとに支払いの状況等の調査をとっております。
- 加藤説明員 私ども先ほどお答えをいたしましたように、四半期ごとに一応数字としては二千工場ばかりを対象にしておりますが、期によりまして回収の率が多少違いますので、実際に報告の参るのは二千の六〇%の千二、三百とか、あるいはもっと少ない場合もあるわけですが・・・
- 佐藤（基）政府委員（公正取引委員会委員長） 正確な数字はわかりませんが、本法の適用を受ける親事業者は、私どもの方では大体七千五百と考えております。それで毎年その親事業者の支払いの状況を調べるために、上期、下期に調査をしておりますけれども、三十六年度におきましては七千五百のうち千五百について調査をいたしております。
- 岡田（利）委員 今度の本法の改正要点である第一点の親事業者の順守事項に、不当な買ったとき、自社製品手持ち現在量等の購入の強制、報復措置という三つの事項を追加いたしておるわけですが、提出された資料を見ますと、昭和三十六年度で、予備調査数が一千五百十四、検査対象数が八十七、申告件数が九、勧告等が五十八、不問が三十二、措置対象数計九十と「年度別調査、検査および措置対象数」というのに出されておるわけでありませう。

昭和37年改正に係る法案審議（参院商工委 昭和37年4月26日）

- 近藤信一委員 現状は、あなたのほうはそういう訴えがあつて初めてそれを調査するというふうな仕組みだから、いつまでたってもこの問題が解決しない。そういう訴えがなくても、積極的にそういう面は公取なんかは調査なり査察して、そうして支払いを促進させる、こういうことを私はせなきゃならぬと思うのですが、この点はいかがですか。
- 政府委員（佐藤基君（公正取引委員会委員長）） 私どものほうといたしましては、ただいまの実情の調査によりますと、親事業者が約七千五百あると考えております。そしてその親事業者について毎年、最近におきましては千五百ぐらいにつきまして、支払い状況等についてこちらから調査表を出しまして回答を受ける、その回答によりましてこの親事業者が適正な支払いをしておるかどうかがどうかということを調べまして、その結果不適正なものについて調べるというのであります。私のほうから積極的に調べております。ただ、七千五百の親事業者に対して千五百がいいかどうかという問題は、七千

五百全部調べるところまで予算等ができればなおいい、こういうように思っております。

公正取引委員会事務局編『改正・下請法の解説』(昭和37年7月25日発行)

下請問題については、特殊な性格すなわち親事業者と下請事業者との間の力関係や、申告すれば通常では誰が申告したのか見当がつきやすいという縦の取引の関係から、従来下請事業者からの自発的申告等を期待することはきわめて困難な事情にあった。

…申告の飛躍的な増加は期待できないので政府機関が積極的な指導監督と監視を行ないうるよう設けられている第五条、第九条、第六条の三カ条を軸にした運用が今後とも行なわれることはいうまでもない。

…政府機関も受動的な運用でなく、積極的かつ効果的な問題の解決に努めるよう、本法成立にさいしても、その積極的かつ機動的な運用をはかる旨の付帯決議がなされており、当委員会においてはこのため、毎年相当数の親事業者から下請取引に関する報告書の提出を求めて調査を実施し、違反親事業者に対し勧告を行なっている。

昭和40年改正に係る法案審議(衆院商工委 昭和40年4月28日)

○影山政府委員(中小企業庁次長) 中小企業庁といたしましては、毎四半期大体二千の親企業に対しまして調査書を送りまして、その回答を求めます。

○田中(六)委員 公取の委員長に、同じ質問ですが、公取はどういう方法でこの不正取引の調査をいたしておりますか。

○渡邊(喜)政府委員(公正取引委員会委員長) 私のほうは同じようなやり方をやっておりますが、対象の親事業者は年間二千余り選びまして、年を四期に分けまして、平均五百ずつですか、これをまず第一に書面照会をしまして…。

平成15年改正に係る法案審議(参院経産委 平成15年5月22日)

○政府特別補佐人(竹島一彦君)(公正取引委員会委員長) なかなか下請の方々から直接公正取引委員会にこういった形で優越的地位の濫用を受けているという申告というのは余りないのが普通でございます。そこに、この下請法に基づいて公正取引委員会と中小企業庁がタイアップして、親事業者のみならず下請業者についてもきちんと細かい、公正取引委員会だけで十万社に対して調査を出しているわけですが…

平成15年改正に係る法案審議(衆院経産委 平成15年6月4日)

○福島委員 この防止法の運用状況ということが問題だと思います。

平成十四年度には、被疑事件千四百二十七件、このうち書類審査によるものが千三百五十七件、申告は七十件でございます。書類審査による件数と申告件数というのが大きく異なっている。申告件数はわずか四・九%でございます。まして、親企業との関係を考えて、申告は現実的にはなかなかできないということなんだろう、そのように思います。そしてまた、そういうことを考えますと、書類審査というものがやはり徹底して行われる必要がある。ましてこれは、対象を広げるわけでございますから、その体制も当然整備しなければいかぬわけでございます。

○檜崎政府参考人（公正取引委員会事務総局取引部長） 御説明いたします。

親事業者に対する書面調査は、若干小さな規模のところは除きまして、毎年ほぼ全数調査をしていると理解していただいて結構じゃないかなと思っております。

それから、下請事業者約十万社、これは中小企業庁とも分担をしているわけでございますけれども、公正取引委員会でも半分受け持っているところですが、二年に一回全下請事業者から書面調査をする、そんな状況でございます。

○金子（善）委員 公正取引委員会としましては、下請業者の方々に、悪質な事態は告発してくれというようなことを言われるわけですが、現実にはなかなかそれも難しいという状態にあるのではないかというふうに思います。

そこで、先ほどからもお話があって、また委員長も言われましたが、定期書面調査等を実施するというようなことでございますけれども…

○宇田川委員（中略）というのは、既にお話がありましたように、これを実行して、恐れながらと申し出れば、自分の仕事がなくなっちゃう。親企業にどうやってくっついていくか、親企業から離れずにどうやって仕事をもらうかというのは、それから半世紀ぐらいたっているわけですが、自來、みんな、中小下請企業の同じ気持ちだろうと思います。

○竹島政府特別補佐人（中略）どうしても下請事業者は弱い立場にありまして、幾ら、報復措置というものを仮に親から受けた場合には、それは法律違反なんです、ですから、そうじゃなくて、元気出して言ってくださいと申し上げてと言ってもこられないという実態にあることも我々わかっていますので、書面調査で我々の方から働きかける、立入調査もするということもいたしますけれども、やはり親に対して、下請法というものをきちっと理解していただく、場合によっては独禁法に戻って厳正な措置を講ずるという形で、そういう親と子の関係というものがきちんと正常なものになるように、私どもとしては、法の執行の面ではっきりと努力していきたい、こう思っております。

○中津川委員（中略）下請業者からの申告もあるが、これが非常に少ないですね。これはやはり、下請業者の立場からいって、なかなか申告しにくいと

いうのもあると思うんですが、これをもっと下請業者、末端の零細企業、その人たちが申告できるようなものを、法改正のこの時期にやはり考えるべきではないか。それが第一点であります。

- 竹島政府特別補佐人 (中略) いずれにしても、言いにくいということなので書面ということをやっているわけなので、これの効果があって千数百件の改善措置が講じられているという実態にある。やはり、これは引き続き大事にしていかなきゃいけない、こういうふうに思っております。

平成15年改正に係る法案審議(衆院経産委 平成15年6月11日)

- 鈴木(康)委員 (中略) 特に、私が非常に気にするのは、先ほどの資本金区分できちっと把握できるような会社じゃないんですね。二次、三次、四次という下請さんで、例えば、一人、二人、御夫婦だけでやっているプレス加工の会社でありますとか、あるいは二、三人の主婦が集まって内職をしているような、配線加工なんかをしているような会社でありますとか、そういうところがいっぱいあるんですね。こういうところが、例えば不当な取り扱いを受けた、これはちゃんと今フォローできているんですか。

- 竹島政府特別補佐人 そういう零細な方々だけでなく、一般に、下請事業者の方々は親に対して物が言えないという実態があるものですから、私どもは、ただ待っているだけじゃなくて、毎年、親にはほぼ全数調査、それで親を調べますと下請企業がわかりますので、それらは二年に一回、公取でやっている分で十万社ぐらいの下請事業者に対してわざわざ書面を交付いたしまして、問題がないかという発掘をしている。それに基づいて、法に照らしてだめなものはだめだということで警告なり勧告なり注意なりしているわけでございまして、そういう意味で、我々の調査なり取り組みは、全部をカバーする、零細なものも全部カバーするということになっております。

## (参考3) 下請法の執行強化に関する最近の閣議決定等

### ○平成28年度

#### ・「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)

##### 第2章 成長と分配の好循環の実現

##### 2. 成長戦略の加速等

##### (4) 地方創生, 中堅・中小企業・小規模事業者支援

政労使合意の浸透を図るとともに, 大企業へのヒアリングの実施, 下請法等の運用強化, 下請取引ガイドラインの充実・普及により, 「良い品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行を定着させること等を通じ, 下請等中小企業の取引条件の改善を図る。

#### ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)

##### 5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向

##### (8) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

事業所管官庁・中小企業庁・公正取引委員会等は, 連携して下請事業者の取引条件の改善に取り組むとともに, 中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と事業再生・事業承継の円滑化等にも取り組んでいく。

#### ・「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)

##### 7. 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### ⑤下請事業者の取引条件の改善

下請事業者が, 取引停止などの影響を恐れて不適正な取引条件であっても言い出すことが難しい実態を踏まえながら, 大企業の調達方針や取組方針に関するヒアリング, 下請法等の運用の強化, 取引上の問題事例やベストプラクティスを掲載した下請ガイドラインの更なる周知徹底, 交渉ノウハウを普及するための下請かけこみ寺の機能拡充等によって, 大企業の取引の適正化と中小企業の交渉力強化を同時に進め, 中小企業の取引条件の改善を図る。

### ○平成29年度

#### ・「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)

##### Ⅲ. 地域経済好循環システムの構築

##### (2) 新たに構ずべき具体的施策

i) 中小企業・小規模事業者, サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進

・昨年12月の, 違反行為事例の大幅追加等を行った下請法運用基準, 望ましい取引慣行を追記した下請振興法に基づく下請振興基準, 下請代金の現金払いの原則化の要請に基づき, 昨年度末までに策定した主要業界の自主行動計画(自動車・電機電子・トラック・建設など8業種)における適正取引や付加価値向上の取組を促進し, 下請Gメンによる調査等を通じて, 下請事業者の取引条件の着実な改善を図る。

#### ・「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日・閣議決定)

##### 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

##### 4. 地方創生, 中堅・中小企業・小規模事業者支援

##### (3) 中堅・中小企業・小規模事業者支援

- ・下請等中小企業の取引条件の改善を図るため、主要業界が作成した自主的な行動計画の着実な実行の促進等を行う。

## ・「知的財産推進計画2017」（平成29年5月16日知的財産戦略本部）

### Ⅱ. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

#### 2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進

##### (2) 今後取り組むべき施策

(下請取引における知財の取扱いの適正化の推進)

- ・「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）の内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行などの知財に関する事例も含めて提示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関する下請法違反行為があれば厳正に対処する。

### Ⅲ. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化

#### 1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化

##### (2) 今後取り組むべき施策

(コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)

- ・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの普及・啓発を進める。

## ○平成30年度

## ・「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）

### 第2 具体的施策

I 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

#### 3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

##### (3) 新たに講ずべき具体的施策

vii) 中小企業・小規模事業者の生産性革命に向けた環境整備

下請等中小企業の取引条件改善に向けて、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に加え、「自主行動計画」の着実な実行を促しつつ策定業種の拡大を図る。

## ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

### 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

#### 3. 働き方改革の推進

大企業における働き方改革のしわ寄せにより、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃上げが妨げられることのないよう、取引関係の実態把握に努める

とともに、取引条件の改善に向け、下請け取引対策の強化、産業界における自主行動計画の着実な実行と策定業種の拡大、下請Gメンの体制強化などに積極的に取り組む。

## ・「規制改革実施計画2018」（平成30年6月15日閣議決定）

### Ⅱ 分野別実施事項

## 6. 投資等分野

### (5) 放送を巡る規制改革（製作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

総務省は実態調査（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第5版。平成29年7月21日）フォローアップ調査等による実態調査）を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。実態調査の結果を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。